

「能登半島地震」で被災された方へ ～手数料の免除のお知らせ～

令和 6 年 2 月 1 日
愛知県警察本部

1 免除対象者

能登半島地震において災害救助法の適用区域で被災された方

2 免除対象となる手数料の名称及び額

手 数 料 の 名 称		手数料の額
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	2,250 円
	仮運転免許に係る免許証	1,150 円
運転経歴証明書再交付手数料		1,100 円
自動車保管場所証明申請等手数料		2,200 円
自動車保管場所標章交付手数料		500 円

3 免除期間

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの間

4 免除申請に必要なもの

- (1) 手数料免除申請書（警察署等の取扱窓口でお受け取りください。）
- (2) 市町村役場が発行する「り災(被災)証明書」（り災(被災)証明書の発行を受けることができない場合には、その理由を記載した「てん末書」）
- (3) その他、再交付手続きに必要なもの

5 既に手続きを行い納付された手数料の還付を請求する場合に必要なもの

- (1) 前記 4 「免除申請に必要なもの」(1)及び(2)に同じ
- (2) 請求書（警察署等の取扱窓口でお受け取りください。）

なお、還付金については、後日口座振込となりますので、本人名義の口座に係る銀行名、支店名、口座種別及び口座番号が必要となりますので、通帳や前記の内容がわかるメモ等を持参してください。

6 申請場所

(1) 免許証再交付及び運転経歴証明書再交付

運転免許試験場、東三河運転免許センター、西・港警察署を除く免許更新窓口のある県内 23 警察署及び 5 幹部交番で受付します。各窓口で取扱いを行う再交付申請につきましては、下表をご覧ください。

申請場所		運転免許試験場	東三河運転免許センター	23警察署	5 幹部交番
免許証再交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	○	○	管内に居住する方に限ります。	幹部交番のある警察署管内に居住する方に限ります。
	仮運転免許に係る免許証	○	○	交付を受けた警察署へ申請してください。	×
運転経歴証明書		○	○	愛知県内に居住する方に限ります。	×

県外からの住所変更が伴う再交付申請は、運転免許試験場又は東三河運転免許センターで受付します。詳しくは、下記へお尋ねください。

(問い合わせ先)

運転免許試験場 電話番号 (052) 801-3211

東三河運転免許センター 電話番号 (0533) 85-7181

受付時間 (平日のみ)

○ 免許証再交付

- ・ 運転免許試験場又は東三河運転免許センター
午前 8 時 45 分から正午までと午後 0 時 45 分から午後 3 時まで
- ・ 23 警察署及び 5 幹部交番
午前 9 時から午前 11 時までと正午から午後 4 時まで

○ 運転経歴証明書再交付

- ・ 運転免許試験場又は東三河運転免許センター
午前 9 時から午前 11 時までと午後 1 時から午後 2 時まで
- ・ 23 警察署
午前 9 時から午前 11 時までと午後 1 時から午後 3 時まで
- ・ 5 幹部交番
火曜日及び木曜日の午後 2 時から午後 4 時まで

(2) 自動車保管場所証明申請及び標章交付

各警察署窓口で受付します。

詳しくは、各警察署の窓口、又は下記へお尋ねください。

受付時間 (各警察署)

月曜日から金曜日まで（年末年始・休日を除く）

午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで

（問い合わせ先）

警察本部交通部交通規制課道路使用係

電話番号 （052）951-1611 内線5198